

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通
関の際における取扱いについて

財 関 第 8 4 3 号

令和 4 年 11 月 18 日

改正 財 関 第 1 1 0 8 号

令和 7 年 11 月 13 日

改正 財 関 第 3 8 7 号

令和 8 年 3 月 31 日

標記のことについて、別添のとおり、水産庁長官から依頼があったことから、令和 4 年 12 月 1 日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。

別 添

4 水漁第 1134 号
令和 4 年 11 月 18 日
改正 7 水漁第 1179 号
令和 7 年 11 月 13 日
改正 7 水漁第 1695 号
令和 8 年 3 月 31 日

財務省関税局長 殿

水産庁長官

水産流通適正化法に係る通関の際における取扱いについて（依頼）

平素より水産行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

違法に採捕された水産動植物の流通を防止し、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与すること等を目的とする特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「水産流通適正化法」という。）が令和 4 年 12 月 1 日から施行されます。

つきましては、水産流通適正化法の規制対象となる水産動植物等の施行日以降の通関時における取扱いについて、下記のとおり、特段の御配慮をお願いします。

記

1 規制の対象となる水産動植物等

(1) 特定第一種水産動植物等

① 特定第一種水産動植物は、次に掲げるものをいう。

i 特定第一種第一号水産動植物

うなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）、あわび及びなまこの 3 魚種をいう（水産流通適正化法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「施行規則」という。）第 1 条）。

ii 特定第一種第二号水産動植物

くろまぐろ（重量が 30 キログラム以上のものに限る。）をいう（水産流通適正化法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、漁業法施行規則（令和 2 年農林水

産省令第 47 号) 第 16 条の 2)。

- ② 特定第一種水産動植物等は、特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙 1 のとおりである（水産流通適正化法第 2 条第 3 項、施行規則第 2 条、令和 4 年農林水産省告示第 940 号（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第 2 条及び第 4 条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を定める件。以下「農林水産省告示」という。）第 1 号）。

(2) 特定第二種水産動植物等

- ① 特定第二種水産動植物は、さば、さんま、まいわし及びいかの 4 魚種をいう（水産流通適正化法第 2 条第 7 項、施行規則第 3 条）。
- ② 特定第二種水産動植物等は、特定第二種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙 2 のとおりである（水産流通適正化法第 2 条第 8 項、施行規則第 4 条、農林水産省告示第 2 号）。

2 通関時における規制の内容

- (1) 特定第一種水産動植物等取扱事業者（水産流通適正化法第 2 条第 5 項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。）は、特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物）が水産流通適正化法第 2 条第 6 項各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣又は水産流通適正化法第 14 条第 1 項に規定する指定交付機関が交付する証明書（以下「適法漁獲等証明書」という。）（別紙様式）を添付してあるものでなければ、当該特定第一種水産動植物等を輸出してはならない（水産流通適正化法第 13 条第 1 項）。
- (2) 特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書（以下「適法採捕証明書」という。）等を添付してあるものでなければ、輸入してはならない（水産流通適正化法第 31 条）。

3 税関への確認依頼事項

(1) 特定第一種水産動植物等関係

- ① 特定第一種水産動植物等の輸出通関に際しては、適法漁獲等証明書又はその写しをもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたい。
- ② 輸出される特定第一種水産動植物等があわび又はなまこ（その加工品を含む。）であって、次に掲げる i~iii のいずれかに該当する場合は、適法漁獲等証明書又はその写しの添付は不要とする。
 - i 個人用の場合（個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物に該当する場合）
 - ii 無償サンプルに該当する場合（無償貨物のみの契約で「総価額」（税関への輸出申告に記載される貨物の価格（FOB 価格）に相当する価額をいう。）が

18万円以下のものに限る。)

iii 無償の救いゆつ品（救援物資）の場合

(2) 特定第二種水産動植物等関係

- ① 特定第二種水産動植物等の輸入通関に際しては、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船の旗国が発行する適法採捕証明書（旗国が日本国政府に通知した様式に限る。）又はその写しをもって関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。
- ② 適法採捕証明書に記載が必要な事項は、次のとおり。
 - i 証明書を発行した政府機関に係る情報
 - ii 採捕漁船に係る情報
 - iii 当該特定第二種水産動植物等に係る情報
 - iv 当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）に適用される水産資源の適切な保存及び管理のための措置に係る情報
 - v 当該特定第二種水産動植物等の輸出者に係る情報
 - vi 当該特定第二種水産動植物等の輸送に係る情報
 - vii 当該特定第二種水産動植物等の輸入者に係る情報
 - viii その他参考となるべき事項
- ③ 次の場合は、②の一部を省略することができる。
 - i 採捕漁船が施行規則第49条第2項第1号に掲げる要件のいずれかに該当する漁船（小型漁船）の場合
 - ii 採捕漁船の旗国が水産資源の適切な保存及び管理について高い水準にある制度を有していると農林水産大臣が認める場合
- ④ 当該特定第二種水産動植物等が採捕漁船の旗国以外の国（以下「第三国」という。）を經由して輸入される場合は、①の証明書に加え、次の⑤又は⑥の書類をもって関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。
- ⑤ 特定第二種水産動植物等が第三国で加工された後に輸入される場合は、当該特定第二種水産動植物等が当該第三国で加工されたことを証する当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行した証明書（以下「加工申告書」という。）又はその写し。加工申告書に記載が必要な事項は、次のとおり。
 - i 当該特定第二種水産動植物等の加工前及び加工後の重量
 - ii 当該特定第二種水産動植物等の原材料である特定第二種水産動植物の種類及び当該特定第二種水産動植物等の名称
- ⑥ 特定第二種水産動植物等が第三国で加工されずに第三国を經由し、輸入される場合は、当該特定第二種水産動植物等が当該第三国において荷卸し、積替え又は保管以外の措置が講じられておらず、かつ、当該第三国の政府機関その他これに準ずるものの管理下に置かれていたことを証する次に掲げるいずれかの書類又はその写し。

- i 当該特定第二種水産動植物等が当該旗国から輸出されてから当該第三国を通過するまでの一連の輸送経路を記載した書類
 - ii 当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行する当該特定第二種水産動植物等に係る情報、荷卸し及び積替えの年月日、船舶名その他の輸送手段に係る情報並びに当該第三国での保管の状況を記録した書類
- ⑦ ①、⑤又は⑥の添付ができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に代えて農林水産大臣が認めるものとして、水産庁職員が事前確認した宣誓書又はその写しを添付させることとする。
- ⑧ 次の場合は、適法採捕証明書又はその写しの添付は不要とする。
- i 個人用の場合（個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物に該当する場合）
 - ii 無償サンプルに該当する場合（無償貨物のみの契約で「総価額」（税関への輸入申告に記載される貨物の価格（CIF 価格）に相当する価額をいう。）が 18 万円以下のものに限る。）
 - iii 再輸入の場合（日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物等を日本から輸出したものが、日本に返品される場合は、税関において、無償の貨物であること及び、輸出時と性質や形状が変わっていないことを確認出来た場合限り添付を不要とする。）
 - iv 無償の救いゆつ品（救援物資）の場合
- ⑨ 水産流通適正化法の施行の日前に採捕されたもの（加工品にあっては、その原材料が施行の日前に採捕されたもの）又は養殖されたものである場合は、当該事実を証する書類又はその写しを添付させることとする。

4 その他

前記 3 の税関における確認に関して疑義が生じた場合には、その都度水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室、ただし、うなぎの稚魚については、増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室に照会されたい。

(別紙 1 : 特定第一種水産動植物等)

- 1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和 62 年大蔵省告示第 94 号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表第 0301・92 号、第 0301・94・200 号、第 0307・81 号及び第 0308・11 号の品目欄に掲げるもの並びに同表第 0302・35・200 号の品目欄に掲げるもの（ラウンド (RD)、えらはら抜き (GG 又は SD) 及びドレス (DR) に限る。)
- 2 大蔵省告示の輸出統計品目表第 0307・83 号、第 0307・87 号、第 0308・12 号、第 0308・19 号、第 0508・00 号、第 0511・91 号、第 1605・57 号及び第 1605・61 号の品目欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号）第 1 条各号に掲げる水産動植物に係るものであって、当該水産動植物のうちいずれかの含有量が全重量の 50%以上のものに限り、副産物又は残さを主たる原材料とするものを除く。)

上記 1 及び 2 に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するうなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のものをいう。）、アワビ、ナマコ、くろまぐろ（重量が 30 キログラム以上のものに限る。）に係る品目のみが確認対象となる。

うなぎの稚魚

| 輸出統計品目番号 | 品目(代表例) |
|--------------------|---------|
| 0301 92 000 うなぎ(活) | |

アワビ

| 輸出統計品目番号 | 品目(代表例) |
|--------------------------|---------|
| 0307 81 000 アワビ(活・生鮮・冷蔵) | |
| 0307 83 000 アワビ(冷凍) | |
| 0307 87 010 アワビ(くん製) | |
| 0307 87 090 アワビ(塩蔵・乾燥) | |
| 0508 00 900 非食用のアワビ加工品 | |
| 0511 91 000 非食用のアワビ加工品 | |
| 1605 57 000 アワビ調製品 | |

ナマコ

| 輸出統計品目番号 | 品目(代表例) |
|--------------------------|---------|
| 0308 11 000 ナマコ(活・生鮮・冷蔵) | |
| 0308 12 000 ナマコ(冷凍) | |
| 0308 19 100 ナマコ(くん製) | |
| 0308 19 900 ナマコ(塩蔵・乾燥) | |
| 0511 91 000 非食用のナマコ加工品 | |
| 1605 61 100 ナマコ調製品(乾燥) | |
| 1605 61 900 ナマコ調製品(乾燥除く) | |

くろまぐろ

| 輸出統計品目番号 | 品目(代表例) |
|--|---------|
| 0301 94 200 くろまぐろ(トゥヌス・オリエンタリス)(活) | |
| 0302 35 200 くろまぐろ(トゥヌス・オリエンタリス)(生鮮・冷蔵) | |

※ 2026 年 1 月 1 日版輸出統計品目表に基づく。

(別紙2：特定第二種水産動植物等)

- 1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。）の輸入統計品目表第0301・99号の2の(1)、第0302・43号、第0302・44号、第0302・49号、第0302・89号及び第0307・42号の品目欄に掲げるもの。
- 2 大蔵省告示の輸入統計品目表第0302・99号の2の(1)、第0303・53号、第0303・54号、第0303・59号、第0303・89号、第0303・99号の2の(1)、第0304・49号、第0304・59号、第0304・89号、第0304・99号、第0305・39号、第0305・54号、第0305・59号、第0305・69号、第0305・79号の2の(2)及び(3)、第0307・43号、第0307・49号、第1604・13号、第1604・15号並びに第1605・54号の品名欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号）第3条各号に掲げる水産動植物に係るものに限る、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭を主たる原材料とするものを除く。）。

上記1及び2に掲げるもののうち、以下の輸入統計品目番号に該当するイカ、サンマ、サバ、マイワシに係る品目のみが確認対象となる。

| 輸入統計品目番号 | 品目(代表例) | 対象魚種 |
|-------------|--|-------------|
| 0301 99 210 | IQ魚(ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ)(養殖用稚魚除く)(活) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0302 43 100 | イワシ(サルディノブス属)(生鮮・冷蔵) | マイワシ |
| 0302 44 000 | サバ(生鮮・冷蔵) | サバ |
| 0302 49 100 | サンマ・ムロアジ(デカプテルス属)(生鮮・冷蔵) | サンマ |
| 0302 89 190 | その他のIQ魚(ニシン、サバ、ウルメイワシ)(生鮮・冷蔵) | サバ |
| 0302 99 910 | ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(生鮮・冷蔵) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0303 53 100 | イワシ(サルディノブス属)(冷凍) | マイワシ |
| 0303 54 000 | サバ(冷凍) | サバ |
| 0303 59 120 | サンマ(冷凍) | サンマ |
| 0303 89 129 | その他のIQ魚(サバ、ウルメイワシ)(冷凍) | サバ |
| 0303 99 912 | サバのくず肉(内臓除く)(冷凍) | サバ |
| 0303 99 919 | ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(冷凍) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0304 49 100 | ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(生鮮・冷蔵) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0304 59 100 | ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(生鮮・冷蔵) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0304 89 100 | ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(冷凍) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0304 99 120 | ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(冷凍) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0305 39 210 | ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(塩蔵・乾燥) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0305 54 100 | ニシン、イワシ、サバ、アジ、サンマ(乾燥) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0305 59 020 | IQ魚(ニシン、ブリ、サバ、ウルメイワシ)(乾燥) | サバ |
| 0305 69 091 | ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(塩蔵) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0305 79 222 | ニシン、タラ(コッド除く)、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(乾燥) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0305 79 324 | ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(塩蔵) | サンマ、サバ、マイワシ |
| 0307 42 010 | モンゴウイカ(活・生鮮・冷蔵) | イカ |
| 0307 42 090 | その他のイカ(活・生鮮・冷蔵) | イカ |
| 0307 43 010 | モンゴウイカ(冷凍) | イカ |
| 0307 43 020 | アカイカ(冷凍) | イカ |
| 0307 43 030 | スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ(冷凍) | イカ |
| 0307 43 090 | その他のイカ(冷凍) | イカ |
| 0307 49 210 | モンゴウイカ(塩蔵・乾燥) | イカ |
| 0307 49 290 | その他のイカ(塩蔵・乾燥) | イカ |
| 0307 49 500 | イカ(くん製) | イカ |
| 1604 13 010 | イワシ調製品(気密) | マイワシ |
| 1604 13 090 | イワシ調製品(気密除く) | マイワシ |
| 1604 15 000 | サバ調製品 | サバ |
| 1605 54 100 | イカ調製品(くん製) | イカ |
| 1605 54 911 | イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含む) | イカ |
| 1605 54 919 | イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含まず) | イカ |
| 1605 54 991 | イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含む) | イカ |
| 1605 54 999 | イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含まず) | イカ |

※ 2026年1月1日版輸入統計品目表に基づく。

(別紙様式)

証明書番号

適法漁獲等証明書

| | |
|--|--|
| 特定第一種水産動植物等の種類及び加工品にあつては、その名称 | |
| 特定第一種水産動植物等の重量又は数量及び容器又は包装の数 | |
| 輸出の仕向地 | |
| 輸出を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| 仕入書（インボイス）の識別番号 | |
| 搭載予定地 | |
| 輸送手段（搭載予定船舶名／搭載予定航空機名） | |

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第13条第3項に基づき、上記により輸出される特定第一種第一号水産動植物等は、

- 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
- 輸入水産動植物等
- 養殖水産動植物等

であることを証明する。

法第13条第3項に基づき、上記により輸出される特定第一種第二号水産動植物等は、

- 法第7条第1項又は第8条第1項の規定により伝達すべき事項を特定することができること
- 輸入水産動植物等
- 養殖水産動植物等

であることを証明する。

交付年月日 年 月 日

農林水産大臣